

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して
必要な細目を定める省令の一部改正について（要綱案）

一. 専門職大学等の制度化に伴う認証評価制度の整備（第 1 条第 1 項等関係）

専門職大学等に関する評価基準が専門職大学設置基準等に適合していることなど、専門職大学等の制度化に当たって所要の内容を追加すること。

二. 分野別認証評価の評価内容・評価方法等の改善（第 1 条第 3 項関係）

①大学評価基準の充実

大学評価基準に（i）教育課程連携協議会に関すること及び（ii）学修成果に関すること（進路を含む。）を追加すること。

②評価における関係者の参画の強化

分野別認証評価においては、高等学校等の関係者からの意見聴取に加えて、当該専門職大学等及び専門職大学院の課程の分野における専門性が求められる職業の従事者等の意見聴取を含むこととすること。

③大学評価基準の設定や変更に関する意見聴取の手続きの整備

大学評価基準の設定や変更に当たって、当該専門職大学等の課程の分野における専門性が求められる職業の従事者等の意見聴取を行うこと。

三. 施行期日

この改正は、平成31年 4 月 1 日から施行するものとする。